

平成 27 年度第 1 回 恵那市特別職報酬等審議会

日時：平成 27 年 7 月 17 日（金）午前 10 時～

場所：恵那市役所西庁舎 4 A 会議室

- 1 任命書の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 審議会の所掌事項について
- 5 会長の互選
- 6 会長職務代理者の指名
- 7 諮問
- 8 審議
- 9 その他

欠席委員：D 委員

1 任命書の交付

■司会 ただいまから恵那市特別職報酬等審議会を開催する。議事に先立ち任命書の交付をさせていただきます。

（市長から各委員に任命書を交付）

2 市長あいさつ

■司会 市長からあいさつを申し上げます。

■市長 皆さん、おはようございます。大変お忙しい方々に特別職報酬等審議会委員に任命させていただいたが、大変難しい、ご意見のある審議会だと思うがどうかよろしく願いたい。台風が心配だが、明日の未明から時間 7 ミリ程度の雨が降る予想が出ているので、明日の方が心配。

特別職報酬等審議会について、後ほど諮問をさせていただくが、恵那市議会議員、特別職である市長、副市長、教育長の報酬（給料）についてご審議していただきたい。とりわけ教育長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律が4月1日から改正された。教育委員会は5人の委員の合議制の執行体で、この合議体の中で教育委員長を選び、また教育長を選ぶこととなっている。教育委員会は教育委員長が代表することになっており、1年交代となっている。教育委員長は非常勤職員で、昨今のいじめ問題などに即対応できるかということや責任体制に対して議論されている。教育委員会が必要ないのではないかという話もあるが、今回の法改正は教育長というトップを作って、教育委員会の意見を聞きながら教育行政をやっつけようというもの。恵那市も3月議会で条例を改正させていただいた。これについては経過措置があり、今の教育長の任期が満了するまでは現状のままでよいということになっている。今の教育長の任期は平成28年12月15日までだが、教育長が途中で辞任をしたような場合は、即その時から新制度に移るというもの。自治体によっては、例えば岐阜県のように新たな教育制度に移行しているというところもある。各地方自治体では、たまたま任期が合ったところはやっているが、そうでないところは経過措置のまま。新しい教育長の給料はこういった責任体制を作っていくということであるが、できれば教育長の給料の改正をしていきたいと考えている。そして、議員や私どもの給料についてもご議論いただきたい。この委員会は答申を持って終わるというものであるが、大変お忙しい方々ばかりであるが、市民の代表である皆様のご意見をお聞きしたいので、どうかよろしくお願ひしたい。

3 自己紹介

■司会 次に自己紹介に移らせていただく。2 ページに今回の委員名簿がある。ここで皆さん一人ひとりに自己紹介を賜りたい。

■A 委員 私は名簿の最初に載っているということでご挨拶させていただくが、Aです。人様の給料のことなので、せん越なことだと思いながら参加させていただいた。特別職については初めてのことなので、皆様のご指導を得て進めたいと考えている。

■B 委員 名簿の二番目、Bです。こういう審議会は私も初めてで、市民の立場を代表するという感覚で発言したいと考えている。

■C 委員 Cです。今、Bさんがおっしゃったように私もこういう会議は初めてで、よく分からないところがあるがよろしくお願ひしたい。

■E 委員 こんにちは。働く者の代表として少しご意見を言えたらと思っている。今後いろいろと勉強させていただくので、よろしくお願ひしたい。

■F 委員 Fです。こうした会議は初めてですので、何も分かりませんが、よろしくお願ひしたい。

■G 委員 こんにちは。G です。私も皆さんと同じように初めての会議ですが、いろいろと話を聞かせていただきながら、思うところがあれば関わらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたい。

■H 委員 皆さんこんにちは。H と申します。一市民として各委員さんのご意見を聞いたり、発言したりしていきたいと思っているので、どうぞよろしくお願ひしたい。

■千藤部長 事務局の紹介が遅れて恐縮ですが、私、4 月から総務部長の千藤です。

■可知課長 総務課長の可知です。

■福平課長補佐 総務課長補佐兼職員係長の福平です。

4 審議会の所掌事項について

■司会 それでは次第の 4 番目の審議会の役割について事務局より説明する。

■事務局 (資料の 2 ページから 3 ページの条例に基づき所掌事項を説明)

■司会 ただ今の所掌事項について何かご質問等は。

■各委員 (質問等なし)

5 会長の互選

■司会 それでは、次第の 5 の会長の互選に移る。先ほど説明させていただいたとおり 2 ページの条例第 4 条にあるように、会長を置き、委員の互選により定めるとあるが、この件につきましていかがか。どなたか立候補はありますか。

(挙手により) B 委員さん。

■B 委員 なかなかこういう場で立候補はないと思うので、事務局の方で何か案がありましたら出していただき、皆さんで審議したらいかがか。

■司会 今事務局の方から案をとということですので、事務局案を申し上げて審議していただきたい。

■事務局 H さんにお願ひしたい。

■司会 今事務局の方から H 委員さんを会長にという提案をしたが、委員の皆さんいかがか。

■全委員 (異議無し)

6 会長職務代理者の指名

■司会 それでは H 委員さんに会長を務めていただくということで承認を賜りたい。そして、会長職務代理者の指名を条例第 4 条第 3 項に基づき、会長が指名する委員がその職務を代理するとなっているので、会長さんからご指名いただきたい。

■会長 A 委員にお願ひしたい。

■司会 この件につきましては、会長指名となるので、A 委員さんどうかよろしくお願ひしたい。

■A 委員 〈了承〉

■司会 それではここで、会長さんから一言お願ひしたい。

■会長 ただ今会長に選任されました H です。どの方でも会長職が務まる方ばかりだが、私の所にご指名いただきありがとうございます。大事な審議会なので、皆さんの活発なご意見とご協力により、本当に良い答申ができるように進めていきたい。

7 諮問

■司会 それでは7 番の諮問に移りたい。皆さんのお手元に諮問書（写し）を配布させていただいているが、市長から会長さんに諮問させていただく。

〔市長から会長に諮問 〕

8 審議

■司会 ただ今から審議の方に入らせていただく。市長については審議事項の関係者となるので、ここで退席させていただく。議事に入る前に一点確認したいが、この審議会は公開とし、会議録等もホームページ等で公開させていただくのでご承認賜りたい。

〔ここからの議事進行は会長〕

■会長 ただ今市長から諮問をいただき、皆さんで活発な議論をしていただきたいが、その前に事務局から今回の諮問についての説明をお願いしたい。

■事務局

〔資料4 ページ19 ページまでの事務局提案内容及び資料について説明〕

■会長 教育長の給料について、新教育長制度が適用されるということで、責任の重さも変わってくるということもあります。事務局案は現在 588,000 円を 600,000 円にしたいというものですが、これに関してご意見をお願いしたい。

■B 委員 教育委員会の主な仕事について教えていただきたい。

■事務局 教育委員会は公立学校の設置・管理・廃止、教職員の人事、教育課程、生徒指導、教科書、その他教材の取り扱い、施設整備、社会教育、スポーツ、文化などの仕事をしている。

■B 委員 先日明智で小学校が統合になったが、その決定をされるのも教育委員会ということか。教科書の選定も教育委員会が決定するのか。

■事務局 そのとおりです。（統合の最終決定は議会で条例改正案が可決された時点）

■B 委員 恵那市内の教科書は全部統一して、教育委員会が決めているか。

■事務局 そのとおりです。

■会長 教育委員会の中に総務課や学校教育課など幾つも課があり、教育長さんは常勤で全体の統括をする、先ほどの話にもあったが教育委員長さんは非常勤であり、責任のあり

方というのが難しい。

■B 委員 今は教育長さんと教育委員長さんがそれぞれいるということか。

■事務局 そのとおりです。

■B 委員 今後お一人になったときにどうするかということで良いか。

■事務局 そうということです。

■会長 平成 28 年 12 月 15 日までは今の体制ということか。

■E 委員 新教育長という制度は全国的に制度が変わるということになるのか。そうすると新教育長の給料も変わるところが出てくるのか。

■会長 4 月から既に変わっているところもあるということか。

■事務局 大半の自治体はまだ検討しているのが現状。恵那市の場合は現在の教育長の任期が来年の 12 月までで必ずしも今決めなければならないというわけでもない。他市でも現在の教育長さんの任期が残っているところは様子見といった感じである。一部の自治体では、教育長の責任が重くなるという理由でこの機に上げるところもあるし、首長に権限が与えられる部分を加味して、現状維持としている自治体もある。

■A 委員 参考までに聞きたいが、新教育長制度の中で総合教育会議を設置しなければならないことになっていると思うが、恵那市は既に設置されているか。

■事務局 設置しています。

■A 委員 今設置しているのは、従来の教育長、教育委員会で、首長を入れて設置をしたという理解で良いか。

■事務局 そうということです。今年の 4 月 1 日から条例施行し、市長が召集するという形で行っている。現在の教育長の任期は平成 28 年 12 月 15 日まで。ただし、不慮の事故や途中の辞任などがあった場合は、直ちに新しい教育長に変わるので、給料はその時点から新たなものが適用される。今回提案どおりの答申がいただければ議会に上程し、条例改正していく手続きに入る。

■A 委員 総合教育会議が設置されているのであれば、現状の教育長においても相当な役割があり、2.04%の引き上げが適当かどうかは判断しづらいところがあるが、一定程度の引き上げは必要であると思う。私が知る限りでは全国的に引き上げているという実態がある。ただし、この資料の表を見ると判断がしづらいと思う。特別職については必ずしもこれから申し上げることが適当かどうかということであるが、人事委員会の答申を得て一般職の給料を決め、それに基づいて特別職の給料を決めていく。人事委員会の設置されている大都市や国などについては、地域の経済指標が反映されている。恵那市は人事委員会がないので、例えば県あるいは国の人事委員会の指標を持って決定されていると思うが、最近の職員の給料では成果報酬になってきている。恵那市もそうであると聞いているが、一定の割合は成果主義で上限を設けて行っている。民間の会社では成果主義が当然であるが、

市長、副市長については経営者としてその考え方を持たなければいけないと思っている。一つ例を挙げると、生産森林組合では、この1、2年を捉えて会計の処理方法が変わり、会社法適用の会計が入り経営責任が問われるようになった。市長、副市長、議員は経営責任が問われるが、教育長については経営者とまた違った部分があると思っているので、同様に考えるのはいかがなものかと思っている。この資料の数値を見ると恵那市地域の経済指標が反映されておらず、全国の決まっている数値を並べただけということなので、失礼な言い方だが、赤信号みんなで渡れば怖くないという発想と変わらないことだ。私は比較で決定するといやり方はなじまないと思っている。適正か否かという判断とかつての公務員給料、特別職の給料は地域経済をけん引するとか労働者の給料をけん引するといった大義名分のもとで設定する時代もあった。最近の給料は乖離している部分もあるので、比較表というのは必ずしも妥当かどうか分からない。時給一つとっても非常に低い。それがあつ種の経済指標の一つでもある。例えば700円とか7百数十円が高いとか安いと言うことではないが、その決定における過程の指標が地域経済の指標を取り入れるべきであると思っている。そういう意味から教育長の場合は首長の給料と違った観点もあると思う。

■会長 ありがとうございます。今は比較で決定するときではない話もありましたが、まず教育委員会、教育行政を担ってもらう方の給料がどうかということですが、全体的に恵那市は他市や類似団体と比べると少し低い思いがする。今のA委員の発言はこれからの参考にしなければならない意見だ。今回は教育長以外にも触れていくが、(市長等の給料が)今回改定されなくても、次の時にはA委員の意見を参考にしながら、類似団体だけを見ていく時代でないという観点で検討していく必要があるのではないか。他にご意見は。

■E委員 この資料の表を見ると人口に比べてなぜ恵那市がこんなに低いのかと疑問に思う。瑞浪市が人口3万9千人だが、給料は恵那市より高い。人口だけでなく、何かあるのか。

■B委員 瑞浪市の話だが、瑞浪の体制は恵那市と比べて随分良い。何が良いかというと、財政状況がある理由で良い。そういうものがある程度反映されているのではないか。人口だけでなく、この資料にあるいろいろな指標は、国が補助金や助成など出したりするための判断をする共通指標だと思う。似たような規模で比較する場合はこういう指標を必ず使うこととなっている。決して給料や議員報酬が安いことは威張ったことでも何でもない。誰でも高い給料を払って満足してもらいたい。民間の経営者でも公共団体のトップでも同じではないかと思う。ただ、将来的なことはあるが、今現在はこのぐらいのところは適当ではないかというのが事務局の考え方だと捉えている。ただ、今後はこういう分かりにくい指標ではなく、より分かりやすい指標を出して欲しい。過去の会合でも、一つ一つ用語の意味を聞かなければ分からないということがあった。私は必ず欄外に説明を入れてくださいとお願いした。そうでないと(指標の数値が)高い方が良いのか低い方が良いかすら

分からないと申し上げたことがある。

〈事務局より財政指標の解説を配布する。〉

■会長 B 委員が先ほど発言されたように必ずしも（給料が）低い方が良いとは言えない。議員さんでもある程度報酬を支払い、その上で仕事に専念してもらうことが大事だ。教育長の給料は低い方であることは否めない。他に教育長の給料について意見ありませんか。

（他に意見無し）

■会長 他に意見もないようですので、60 万円が高いとか安とかではなくて、新教育長制度に変わるということで、588,000 円を 600,000 円に上げるということでご意見ございませんか。

（他に意見無し）

■会長 ありがとうございます。次に市長、副市長、議長、副議長、議員についてのご意見をお願いします。市長の減額措置はどういう意味か。

■事務局 市長は任期満了の 28 年 11 月 27 日まで 5%減額し、76 万円としている。また、副市長についても任期満了の平成 29 年 3 月 31 日まで 2.5%削減の 67 万円としている。

■A 委員 （市長は）なぜ 5%減額しているのか。

■事務局 財政的が厳しいことを理由に 5%削減している。新しい市長が誕生したときには月額 80 万円が支払われることになるということでご理解願いたい。

■B 委員 6 年前の報酬審議会の記録では「当審議会の所掌事項ではないが、審議の過程において集約された意見を付記する」ということで、議員定数の削減について触れられている。議員定数について今考える時期だと思っている。もう一つ、又聞きの話ではあるが、若い志を持った人に市議会議員に立候補しないかという話をしたら、断られた。その理由は議員報酬の金額の問題で、子どもの教育費等の確保ができないという。このことで、たまたま調べていたら長崎県の小値賀町というところで、50 歳以上と 50 歳未満で町議会議員の報酬額を変えている事例がある。ただし、改正後の選挙で 50 歳未満の候補者がいなかったということである。前回の統一地方選挙で当選された議員で、一番平均年齢が高かったのが中津川市で、一番低かったのが瑞浪市であった。恵那市はその前に選挙が行われているが、当選時の平均年齢が中津川市よりも高い。できれば、今後そのような配慮が必要になるのではないか。一生懸命この仕事（市議会議員）に取り組もうと思っても、生活に困るといのはいかなものか。ポケットが幾つもある方は良いが。このようなことを私自身が感じているので、参考までに皆さんにお伝えし、審議の過程において集約された意見を付記するとなるかどうか分からないが、そうやっていただけるとありがたい。市議会議員の報酬総額について、定数減となれば下がるわけで、議員一人の報酬を若干上げたとしても、総額は変わらない。そういったことも考えられると若い志の高い人が出てきてくれるのではないか。

■A 委員 昨夜、ある若い人に呼ばれ、今の話と全く同じ話が出まして、自分は（議員を）やりたいけれども、生活が大事なのでなかなかできないという話であった。昨夜は瑞浪や多治見の若い議員さんもみえていたので、一緒に話す中で、やはり定数という問題について、恵那市の規模で今の定数は多すぎる。しかし、今かかっている費用（原資）はそのままにして、例えば 15 人になれば、15 人でその原資を配分するとし、原資そのものが増減しなくても、一人一人の議員の配分は増えるというという方法もある。一番（議員を）やってもらいたい 30 代、40 代の血気盛んな方がどうしても二の足を踏まれるということが子育て世代ではあるので、この報酬だけではなかなかという意見が昨夜の話でも多かった。昨日は労働組合の方もみえていた。労働組合の方にとってみれば二面性がある。議員の定数を削減すると民意の反映が削られるという考え方もある。若い人が生活できて、政務に関わって、まちを良くするために努力したいという意識のある人をなぜ出せないのか、なってもらえないのか。かつて、国労では現職でおりながら市議会議員をやってみえた方はたくさんあり、そういう方には一定の報酬の助けもある。大企業の場合は会社の出向のような形で、例えば名古屋で言えば東邦ガスや中電のようなところは、労働組合に入り職員としての身分を持ちながら議員活動をするという 2 面性が制度として取れる。小さいところでは、財布が一つになってしまうので、そうすると共働きということになってくる。このため、なかなか踏み切れないということになってくる。

■E 委員 今ものすごく安心した。この話を今回したくて委員を受けた。こういう話が出てくるとは夢にも思わず、某市でも連合から報酬審議会委員に一人出ているが、今のようない意見は私だけで、他の委員は全員下げろという委員。私が言いたかったそのものを今おっしゃっていただいて、他市の若い議員と一緒に活動していますので、話を聞いてみますとまだ 2 人とも独身で、某市の報酬に関しては若干良いが、かなりの活動量があるのでとても足りないという話である。先ほど言われたが、30 代・40 代、若しくは 40 代・50 代の働く者の代表としてやっていただきたい方はたくさんみえるが、結局は生活のことで断念してしまう。若い人がどんどん出てやれるようにしてもらいたい。そういう中で、なぜ政務調査費がゼロなのか。これでは全く活動ができない。多治見でいうと年間 25 万円。私はそれでも決して多いとは思っていない。やはりある程度の活動をするためにはこの報酬だけでは絶対に不可能。どういう経緯でこの政務調査費がなくなったのか、いくらが妥当かは分からないがある程度出すことが必要ではないか。

■A 委員 政務調査費は一旦もらえば、本当に政務の調査にどう使うとか、使う人のモラルにもなるが、そういったことがきちっとすれば、渡しっきりという今までのやり方ではなく、必要なものに対して必要なものを出すというやり方もある。必ずしも右へならえで、うちもゼロにすれば問題ないという考え方では良くない。きちっとした使い方をしないから問題になるのであって、本当に必要なものなら出すべきであると思っている。報酬

とは違う形としながら、報酬で生活し、政務調査費で政務活動をしていくということになれば、若い人が入ってこられる要因の一つになると思っている。

■会長 会計をしっかりとやってもらうことが大事。(どこかの議員のようにならないように)

■A 委員 今まで多くは渡しっきりで、そういうやり方というのは問題で、選挙期間中の公費負担部分と同様に明確にするべきである。

■会長 G 委員さん意見はいかがか。

■G 委員 皆さんの意見を聞いて思ったことは、若い世代の議員については、皆さんが言うとおりに、生活がしていけない。志があっても、やはり生活・家族という部分をないがしろにするという訳にいかないという部分で、すべて減らしてという話でなく、年齢制限を設けるのか、または一律に上げるのかというご意見があると思いで、その部分を見据えた上での改革が必要である。

■会長 F 委員さん、いかがか。

■F 委員 議員に関して、今の恵那市の議員さんの報酬が良いかではなく、報酬に見合う仕事をしているかどうかということ。中には年金をもらいながら片手間にというような議員さんもみえる。それにこんな報酬を払う必要がないというのが私の考え。人数を減らすことも増やすことも良いが、それに見合う仕事をしてもらわないと困る。そういう人を選ぶべきだが、結果的には選ぶ市民の責任でもあるが。

■B 委員 市議会議員の一部と話をしたときに、議員に公約という言葉の使い方がおかしいと言った。と言うのは、自分たちで議員提案の議案を出したことがあるのか、新市になって10年間の内に1回かあるのか聞いたところ、多分ないとの回答。それは、議員は市の提案に対して手を挙げるのが役割なのか、挙げないのが役割なのか知らないけれども、そういうことしか考えていなくて、自分たちがああします・こうしますというのは、ああしたい・こうしたいと言うだけのことで、公約という言葉は使って欲しくないと言った。気持ちはわかるが私の公約という言葉を使ってもらっては困ると言ったことがある。また、別の時に商工会議所の正副会頭で話をしているときに、某市議会の市議会議員は冠婚葬祭時のお付き合いがなし。特に葬儀の時のお付き合いはしないとのこと。あれはものすごくお金の掛かることだと思う。実際には本人が出て行かないとだめなのか。とにかく某市議会は一切止めた。この話をある市議会議員に話したら、良い話だが私は止められないとのこと。地域代表のような形で出ているので、私の拠って立つところがなくなってしまう気がするとのこと。みんな一斉に止めたら誰も文句言いませんよと話したが、止められないとの話だった。

■F 委員 市長でも副市長でも教育長でも全部そうだが、それに見合う仕事をしてもらえば、いくらでもあげて良いと思う。ただし、恵那市の財政の許す範囲の話であるが。一

般企業でも赤字になってまで給料を払う訳にはいかないのと同じこと。一般企業は赤字になれば給料を下げるなり、ボーナスを停止したりするので。議員さんは先ほど言われたようにチェックする機関だが、あるようでないような感じがする存在。そのあたりは議員さんの自覚だろうし、議員さんに関しては最終的には住民の所に跳ね返ってくる。ただ、皆さんが選んだのではと言われれば、その通りとしか言えないが。

ある程度チェック機関として、議会の質問について、どのように質問をしたのか、適切な質問だったのかということが必要だと思う。

■会長 C委員さんいかがか。

■C委員 今F委員さんが言われたとおりで、市民の中には何もやっていない人がいるのに、何で給料を払うのかという話も出ている。議員さんの中でも一生懸命やってくれている人もいると思うが、中にそうでない人がいると世間はそういう目で見てしまう。何でそんなにたくさん払わなければならないのかと。先ほど言われたように、やった仕事に対しての手当は払わないといけないと思う。他の自治体の政務調査費はどうなっているのか。

■事務局 本市の政務調査費がゼロなので、今回の資料には掲載しなかった。他の自治体では残っているところが多いのが実態。

■C委員 これもA委員が言われたように、何に使ったか分からないような政務調査費では困りますが、本当に必要なものは出してあげないといけないと思う。

■A委員 中小都市についてはみんな横並び。

■C委員 全部同じだとおかしな話で、すごく一生懸命やっている人とやっていない人と同じ給料だったら、やっている人がばからしいと思うし。職員は、毎年人事評価をやって、そこで給料を考えるようにやっている。議員さんにはそういうもの（評価）がないのか。やってもやらなくても一緒か。

事務局 議員さんの場合は4年に1度の選挙が評価の場となる。

■C委員 それではだめだ。あまり言いたくないが、議員を1期か2期務めたら家が建ったという話も聞いたことがある。

■会長 現在試行期間で来年度から本格実施の地域自治区ですが、自治連合会長と地域協議会会長を合わせたような形の地域自治区の会長がすべての地域にできたので、各地域に議員さんがいるということはないと思う。今の議員さんは地域代表で出てきているように見えるが、オール恵那市が見えるような議員さんが必要だと感じる。これは言い過ぎかもしれないが。

■C委員 地域協議会が少し変わったということだが、あり方も各地域によって全然違うので、どちらかというと自治連合会長さんが一番地域住民の意見も聞けるし、発信もできる立場である。一方、地域協議会は各種団体の代表という感じで、市民はどちらが偉いのかというようなところで困惑している。

■A 委員 制度が成熟してくるまではいろいろな問題が起きる。地域協議会に任せておけないということで、従来の歴史のある自治連合会長が、すべて取り仕切る。

■C 委員 自治連合会長さんは今まで当番制でしっかりできていないので、それではだめではないかと言ったことがある。

■A 委員 制度はそれぞれに順番に充実していくので、長い目で見ないといけないと思う。

■B 委員 議員さんに生活費を取り入れた給料体系を入れるのは難しいか。

■各委員 難しい

■B 委員 難しいと思うが、選挙による洗礼だとか、職員の評価制度のようなものを特別職にできないか。特別職は先ほど市長が5%自らカットする話があったが、そういう風にしかできないか。議会から市長の給料を下げろという話もあまり聞いたことがないが。

■A 委員 成果主義一つの取り方でも、議員さん方は自分の4年間の活動内容について任期を全うしたときに出すというのが出発点になる。そうすると投票行動に反映される形となる。自己評価についてもきちっとやれる人とやれない人は自ずと分かってくる。だけど、今は（評価を）出す人がほとんどない。住民の期待度が反映できるようなことを自ら公表するという前提をやっていくことはできないことではない。当たり前のこと。やっていないこと自体がおかしい。それぞれの市民から賛同を得て、その職に就いたら、終わる時期にはこういうことをやりましたということが必要。そういうものがこれから先の成果主義となる。ただ、おかしな自己評価を作って出せば、次の時に洗礼を受けることになる。今はその考えもなく、しがらみの方が強い感じとなっている。そういうものがきちっとしてきたときに、若い人たちの世代はしがらみのないものとなってくる。判断材料を与えていく、それに基づいてきちっとやっていただければ、これだけの期待度に応えてやっていただける議員さんだから、これだけの報酬を出していると言えるようなことが合って良いと思う。

■B 委員 今後選挙権が18歳になる。実は若年層の投票率は低い。そうすると投票率の高い高年齢層の人たちの期待に応えるようなことばかりするようになる。これからの地域のことを考えると、福祉というのは大変重要なことであるが、投票率の高い高年齢層の要求に沿ったことだけしか考えない議員さんが出てくる可能性がある。だから、18歳からの投票行動について、真剣に政治を考えて投票するような人たちを育てていかないといけない。

■会長 恵那市の総合計画でも、はじめの方に取り上げられている人口減少対策でも、お年寄りからなかなか恵那市の魅力が発信できないが、30代、40代の方が恵那市の中でこういった良いところがある、こういったことで恵那市に住もうかということを実施の中でもう少しやってくれるような人が出てくれば、恵那市は変わると思う。企業誘致にしても、若い人たちが自分たちの働くところが大事なんだと言ってくれる人がどれだけ出てくるかで恵那市も随分変わると思う。

■E 委員 うちの職場のことであるが、ここ 2、3 年、定年を間際に親の面倒（介護）で会社を辞めたいという人が出てきている。どういうことかと聞くと、定年まで勤めたいが、親を入れる施設もない、急に入れようとする 10 万、25 万かかり、そんなお金もなく、親の年金もそんなにない。だから自分が看るしかないの、残念だが辞めさせてもらうという。そこで、恵那市に何とかならないのか、そんな馬鹿なことはあるか。なぜ労働者がそんなに負担しなければならないのか、恵那市は勤労者にすごく負担を掛けているのではないか。恵那市だけはないかもしれないが、そんなことはあり得ない。そういうことをもっと言ってもらえる議員も必要だし、そういうことがあまりにも進んでいない。高齢者対策も大事だが、勤労者にあまりにも負担が掛かりすぎ。定年まで持たない。それで辞めなければならないなんてことはあってはならないことと思った。市長さんは、恵那市は岐阜県下でも高齢化率の高いまちだと言っていたが、だったらもっとそのあたりの対策をお願いしたい。

■会長 本日は議員報酬の所に集中したが、事務局から提案のあった教育長の給料は 60 万円で了解を得たが、市長、副市長、議長、副議長、議員については今回改定しないこととしてよろしいか。

■A 委員 今回の会議ですべて決めるのか。

■事務局 そういうことではない。会議をもう一回は開催する予定であり、もっと議論が必要であれば更に会議を開催する。

■A 委員 B 委員の言われたように、今回の提案に対する答申は答申として、やはり付帯的なものを、例えば議員さんの政務調査費の適正執行のような話を盛り込んで良いと思う。それには少し時間が必要。

■事務局 政務調査費については、この審議会の審議事項である。この政務調査費は前回のこの審議会で月額 4000 円あったものをゼロにした経緯がある。

■A 委員 政務調査費のゼロが良いのかも議論が必要。

■事務局 もう一度議論してもらえればと考えている。他市の政務調査費については次回までに調べて資料を提出する。

■A 委員 政務調査費は使い道をはっきりさせたときに、どこまで出せるか議論が必要である。県とかでは月額報酬に匹敵するぐらい出しているところもある。某市では 80 万、90 万円。そういうものが適正に使われていけば決して高いとは思わない。例えば恵那市でも適正に使われ、どういうことでどういうふうに使われ、どういう研究をして、どういう成果を挙げたかということが出てくれば 10 万円使っても良いと思う。耳に入ってくるのは使い方に対する不満ばかりだ。公表されていないことに原因があると思う。

■会長 次回には答申案を作っていただきたい。あと付帯事項について、次回の会議で皆さんに発言してもらいたい。本日はこれで閉会する。あと次回の会議について説明して欲

しい。

■事務局 次回の会議は8月19日10時に同じこの場所をお願いしたい。今回の会議の整理をし、付帯意見の提案まで掲載した資料を会議前に郵送させていただく。それを見ていただいた上で、次回の会議で議論していただきたい。

■会長 それでは事務局から次回の会議前までにまとめた資料が送付されるので、それを見て議論いただきたい。

－閉会（11時45分）－